

弘前市文化芸術振興計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

弘前のまちは、戦国時代の津軽氏の台頭に始まり、藩政時代からの町割りや古くからの伝統・文化を残し、その愛着と誇りで様々な難局を乗り越えてきました。

本州最北の土地であったが故に、藩政期の殖産興業政策などに際し、外部から新たな知識や技術を持った人々を受け入れ、明治以降は、早くからキリスト教を取り入れて、洋風建築やりんご産業、前川に代表される近代建築が広まるなど、進取の気質に富み、多様性を受け入れるという歴史・風土も兼ね備えています。

このように、古いものと新しいものを調和させていくことが、弘前の伝統的な気質、そして風土であり、こうした進取の気質と多様性を受け入れるかたちで、現在に至るまで、津軽地方の政治・経済・文化をけん引し、お城とさくらに代表される数々の恵まれた自然環境と文化財を土台に、文化都市として発展してきました。

しかし、近年は、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化・情報技術の急速な進展、個人のライフスタイルの多様化など、社会環境は大きく、そして急激に変化し、市民の文化芸術活動も、こうした社会環境の変化の中で多くの課題に直面しています。

さらに、こうした課題を抱える一方で、地域の魅力を最大限に活かした地域づくりのため、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、文化芸術基本法（平成 29 年 6 月改正）により求められており、文化芸術が果たす役割への期待が高まっています。

弘前市文化芸術振興計画は、こうした環境の変化と、社会の要請に対応するため、文化芸術振興の目標や取り組む施策を体系化するとともに、市民の主体的な文化活動を支え、弘前の優れた文化を次の世代にしっかりと引き継ぎながら、新たな文化の創造を促し、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを推進するために策定するものです。

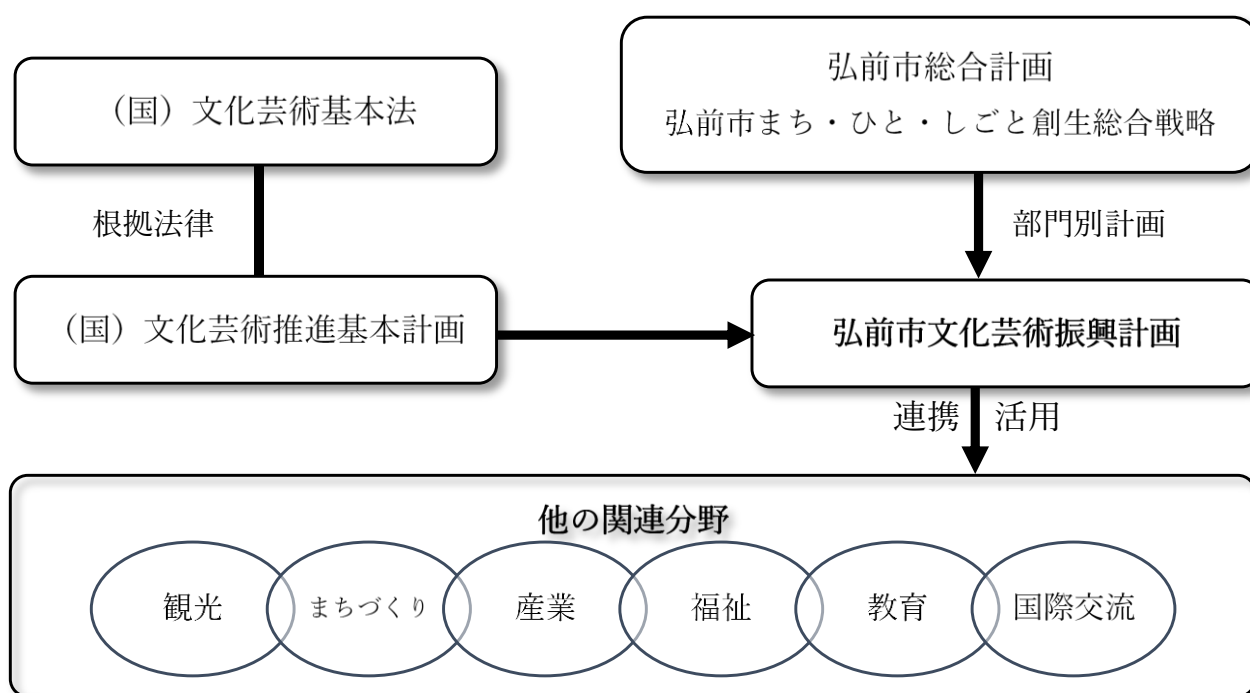
2. 国の動向

平成 30 年 3 月には、文化芸術基本法に基づき「文化芸術推進基本計画」が閣議決定され、文化芸術に関する施策を総合的・計画的に推進することとしています。

さらに、同法において、地方公共団体には、国の定めた文化芸術推進基本計画を踏まえ、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画である「地方文化芸術推進基本計画」を策定するよう求めています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術基本法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく地方文化芸術推進基本計画として、さらに、その他の関連する法律や計画等と整合を図るとともに、弘前市総合計画及び弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画とする部門別計画として位置づけ策定するものです。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間とし、社会環境の変化やニーズを踏まえて、5 年ごとに検証を行い、その結果に応じて見直しを行うこととします。

5. 文化芸術の範囲

「文化」を広く捉えると、人と自然とのかかわりや立ち居振る舞い、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、人と人の生活にかかわる総体を意味していますが、本計画では、原則として、文化芸術基本法第8条から第14条までに列記されている文化芸術を、あらかじめ本計画に位置付ける文化芸術の範囲として設定します。

区 分	内 容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術など
伝統芸能	雅楽、能楽、文学、歌舞伎、組踊など
生活文化、国民娯楽及び出版物	生活文化（茶道、華道、書道、食文化など） 国民娯楽（囲碁、将棋など）、出版物、レコードなど
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭など 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

6. 計画策定にあたり考慮すべき社会環境の変化

本計画策定にあたっては、以下のような社会環境の変化を考慮します。

- ① 人口減少と少子高齢化の急速な進展
- ② 「持続可能な開発目標（SDGs）※」という新たな理念
- ③ グローバル化の進展とインバウンドの増大
- ④ 情報通信技術等の一層の進展
- ⑤ 文化芸術の社会的役割の拡大

※SDGs

2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成される2030年までの国際開発目標です。

政府においても、2016（平成28）年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置し、省庁横断的に、SDGsに取り組むこととし、「SDGsアクションプラン」を策定するなど、政府が地方自治体を含むあらゆる関係機関と協力してSDGsに取り組むこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【特に関連の深いゴール】



7. 文化芸術を取り巻く課題の整理（定性・定量調査）

本計画の策定にあたり、文化芸術を取り巻く課題を整理するため、文化芸術団体との意見交換を実施したほか、アンケート調査（市民向け、団体向け）を行います。

① 文化芸術団体等との意見交換

本計画の策定にあたり、市内を拠点に活動する文化芸術団体等と意見交換を実施しました。

意見交換では、市の文化芸術団体会員の高齢化・会員の減少・後継者不足、活動場所や資金の確保、文化施設の利便性の向上にかかる課題のほか、今後の文化芸術振興に向け、各団体同士の活動の連携、インターネットや SNS 等を活用したイベントの周知・PR やオンラインイベントの実施、学校教育における文化芸術活動の充実などについて、意見が出されました。※別添資料参照

【文化芸術団体等との意見交換の概要】

実施日	令和 2 年 10 月 7 日（水曜日）/12 日（月曜日）/13 日（水曜日）
参加団体	弘前市社会教育協議会、弘前市文化団体協議会、文化施設指定管理者 弘前市民文化祭実行委員会加盟団体等 合計 27 団体

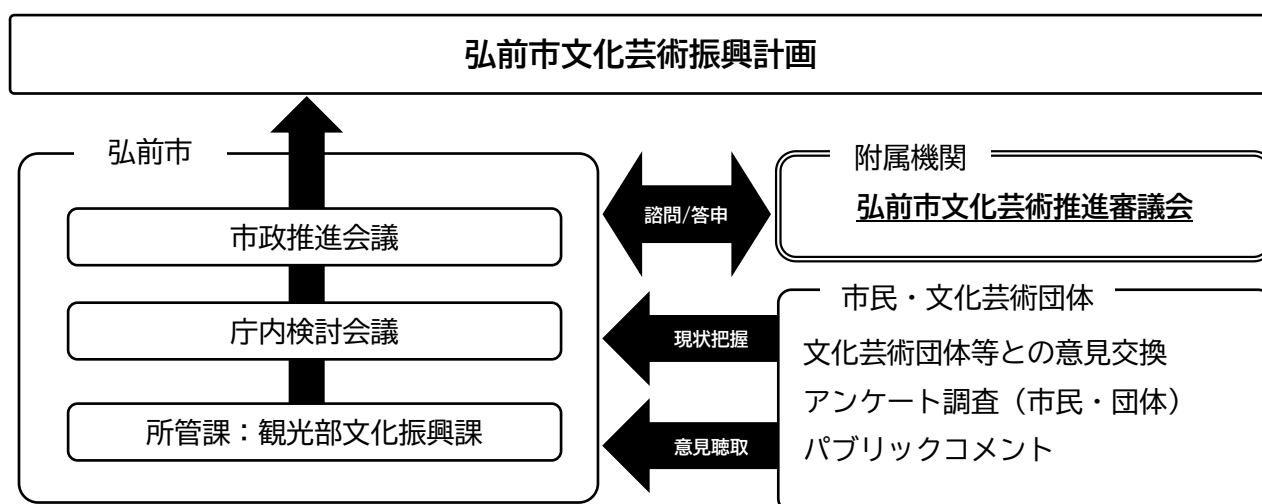
② アンケート調査

本計画の策定にあたり、弘前市の文化芸術活動の現状や市民のニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的として、市民向け及び文化芸術団体向けのアンケート調査を実施します。

【アンケート調査実施概要】

実施期間	令和 3 年 1 月中旬（予定）
対 象	・ 市民向けアンケート 住民基本台帳から 18 歳以上の市民 2,000 人を無作為に抽出。
	・ 団体向けアンケート 令和元年度に、文化芸術関連の活動を目的に、市内の文化施設を利用したことのある約 200 団体を対象に実施。

8. 策定体制



9. 策定スケジュール

年度	月	内 容
令和2年度	8月	文化芸術振興計画策定庁内検討会議 ・計画策定とアンケート調査の方向性検討及び意見聴取 【関係課】 市民協働課、障がい福祉課、観光課、産業育成課、都市計画課、りんご課 学校指導課、生涯学習課、文化財課、博物館、高岡の森弘前藩歴史館
	10月	文化芸術団体等との意見交換（3回）
	12月	令和2年度第1回文化芸術推進審議会 ・文化芸術振興計画の策定について ・市民向け、団体向けアンケートの実施について
	1月	市民向け、団体向けアンケート調査
	2月	文化芸術振興計画策定庁内検討会議
	3月	令和2年度第2回文化芸術推進審議会 ・諮問 ・文化芸術振興計画（素案）について
	4月	令和3年度第1回文化芸術推進審議会 ・文化芸術振興計画（素案）について
令和3年度	5月	計画案に対するパブリックコメントの実施
	6月	文化芸術振興計画策定庁内検討会議
	7月	令和3年度第2回文化芸術推進審議会 ・文化芸術振興計画（素案）について
	9月	文化芸術振興計画 策定・公表